

生徒心得

1 生活指導の目的

- 基本的な生活習慣の確立を目指す。
 - ・服装・頭髪など、身だしなみを整えることができる。
 - ・自発的にあいさつができる。
- 社会人としての基礎力を身に付ける。
 - ・時間を守り、けじめをつけた行動ができる。
 - ・ルール・マナーを守ることができる。

2 日常指導について

(1) 欠席・遅刻・早退の対応について

- 欠席する場合
 - ・当日朝 8:30 までに、保護者が学校へ電話連絡する。
- 遅刻した場合（朝学習の開始時間までに HR 教室に入室していない場合は、遅刻として扱う）
 - ・職員室前にある「入室届」に登校時間・遅刻した理由を記入し、学年担当の先生に押印してもらう。押印された入室届は授業担当の先生に提出する。
 - ・遅刻の回数が規定の回数を超えた場合、別途指導を行う。（保護者への連絡）
- 欠席、遅刻及び早退が事前にわかっている場合
 - ・通院等の理由で遅刻または早退が予定される場合は、①生徒氏名、②日時、③理由、④保護者氏名押印 以上を記載した書面（自由様式）を保護者が作成し、あらかじめ担任に提出する。当日欠席削除
- 登校後、体調不良により早退を希望する場合
 - ・体調不良の生徒は原則的に保健室を利用したうえで、早退を希望する場合は HR 担任に相談の上、担任から「早退届」を受け取る。
 - ・次に登校した際に、早退届に保護者押印のうえ、担任に提出する。

※本文中の「HR 担任」については、不在の場合は「副担任、学年職員」等が代替する。

(2) 授業時のルールについて

項目	内容
始業時	チャイムと同時に授業が開始できるように着席し、教材等の準備しておく。
携帯電話等の扱い	授業開始前に携帯電話、音楽プレイヤー等の電子機器の電源を切り、 <u>鞆にしまう</u> 。ただし、教員の指示がある場合は別とする。
飲食物の扱い	授業中の飲食は禁止とし、授業開始前に鞆等にしまう。ただし、授業内容に関わる飲食及び授業担当が生徒の安全や健康に配慮する水分補給の場合は除く。
服装、身だしなみ	(6) 服装及び身だしなみについて参照

(3) 貴重品等の管理について

- ・盗難及び破損等のトラブル防止の観点から、学業に不必要な物品は持参しない。
- ・貴重品等についての自己管理を徹底するため、必ずロッカーに鍵をつけること。
- ・万が一校内で盗難被害に遭った場合は、直ちに先生に申し出ること。

(4) 自転車通学及び駐輪について

- ・自転車通学を希望する生徒は「自転車通学許可願い」を提出し、学校で発行するステッカーを貼ること。
- ・必ず、事前に自転車保険に加入すること。※神奈川県条例により義務化されています
- ・交通法規を遵守し、安全運転を心がけること。
- ・校内では、必ず施錠してクラスごとに決められた枠内に駐輪すること。

(5) 校舎間の移動について（農業校舎⇄商業校舎）

- ・登校後から帰りのホームルームまでの時間帯について、生徒のみの校舎間移動は禁止とする。
- ・商業校舎脇公道については歩道を利用し、信号をはじめ、道路交通法規を遵守する。

(6) 服装及び身だしなみについて

【令和2年度入学生】

ア 指定制服等

(ア) 指定アイテムについては次のとおりとし、着用する。

項目	男子指定制服	女子指定制服
上着	本校指定のもの ・指定ボタン（反射材素材）とする。・校章バッジを左胸に着用する。	
スラックス ★	本校指定のもの（男子向け） ※滑り止めのオプション対応可。	本校指定のもの（女子向け） ※オプション品として夏スラックスあり。
スカート ★	—	本校指定のもの ・丈は膝の中心程度とする。 ・裾刺繍マーク入りとする。 ※オプション品として夏スカートあり。
ネクタイ☆	本校指定のダービータイ（男子向け）	本校指定のダービータイ（女子向け）
リボン☆	—	本校指定のリボン（ワンタッチ型）
ポロシャツ●☆	本校指定のもの（白、紺、水色のいずれか 半袖、指定マーク入り）	
ベスト●☆	本校指定のもの（紺色 指定マーク入り）	
セーター●☆	本校指定のもの（紺色 指定マーク入り）	
体育館履き（体育館のみ）	本校指定のもの（学年色入り）	

※ オプション品（●）は購入しなくてもよいが、市販の類似品は着用を認めないため、着用する場合はオプション品を必ず着用すること。

(イ) 指定アイテムではないが、着用を必須とし、制服等として指定するものは次のとおりとする。

項目	内容
Yシャツ・ブラウス★	白無地・角襟とする。 ※ボタンダウン可。
靴下★	膝下までの長さとする。黒、紺、白、グレーのいずれか単色無地とする。ワンポイントは2cm角以内とする。
上履き★ ※令和2年度のみ	ゴム底バレージューズ型とし、学年色のものとする。 ※令和3年度以降は一足制となるが、履いてもよい。
靴★	革靴（黒・茶の単色）または運動靴とする。 ※サンダルやかかとの高い靴等は不可。

※ 令和3年度以降の1足制に関する規定の詳細は今後定める。

(ウ) 任意で着用してよいものは次のとおりとする。

項目	内容
防寒着	コート類 ※派手な色や形のもの認めない。

イ 夏服期間の服装

- ・夏服の期間は6月1日～9月30日とする。ただし、5月1日～31日及び10月1日～31日は夏服でも可とする。
- ・夏服期間の服装は上記アのうち★のついているアイテムとする。また、☆のついているアイテムは、夏服期間に着用してもよいものとする。ただしネクタイ・リボンの着用はしない。ポロシャツ着用時には、リボン、ネクタイは着用しない。

服装及び身だしなみの規定

○ 服装規定は次のとおりとする。

- ・年間を通じ、学校生活及び登下校時（長期休業中、休日、祝日を含む）においては上記（ア）に定められた制服を必ず着用する。なお、学校生活においては、Yシャツ・ブラウスまたはその上にセーター・ベストを着用した状態を認める。
- ・変形加工した制服、規定以外の制服、他校の制服、私服での登下校は認めない。
- ・防寒着は登下校のみ着用可とする。
- ・体操着・ジャージは原則として体育の授業でのみ着用する。
- ・やむを得ない事情により制服を着用することができない場合には、理由を担任に申し出たうえで「異装届」を発行してもらうこと。

○ 身だしなみの規定は次のとおりとする。

項目	内容
制服等の着用	着崩した状態での制服等の着用は認めない。
頭髮	染色・脱色・パーマ・付毛等加工してはならない。
爪	極端に伸ばすこと及びマニキュア・付け爪をしてはならない。
装飾品	指輪、ピアス、イヤリング、ネックレス等のアクセサリーの着用、持ち込みは認めない。
化粧	化粧をしてはならない。

3 特別指導について

(1) 対象となる行為（指導項目）

喫煙及び喫煙具所持、喫煙同席、飲酒、飲酒同席、バイク・自動車登校※、バイク・自動車同乗、試験中の不正行為、試験中の迷惑行為、対教師暴言・威嚇行為、指導無視、窃盗、万引き、いじめ、暴力行為、対教師暴力行為、通信機器等の不適切利用、器物破損、薬物乱用、金銭強要、部外者侵入ほう助、その他

※服装・日時にかかわらず、保護者が運転する以外の自動車等で学校に登校した場合はバイク・自動車登校とみなす。

また制服でのバイク・自動車乗車・押し歩き等は、場所にかかわらずバイク・自動車登校と同様に扱う。

(2) 特別指導の方法

生活指導グループ説諭、校長説諭、校長訓戒、別室指導など

4 指導無視について

○ 「指導無視」とは

特別指導とは別に、日常指導において、その指導を無視した場合を指す。

- ・指導内容に関わらず、本校在籍期間において累積加算される。
- ・「指導無視」を繰り返した場合、特別指導に準じて取り扱われる。

5 交通事故について

○ 交通事故時の対応

- ・必ず警察（110番）に通報する。必要であれば救急（119番）にも連絡する。
- ・相手の氏名、連絡先を聞く。車のナンバーもメモしておく。
- ・けがをした場合、（軽傷でも）必ず病院を受診する。
- ・まず保護者に連絡する。落ち着いたら学校にも連絡する。

○ 被害者にも加害者にもならないために

- ・信号や標識を守る。特に自転車の時は「一時停止」に注意すること。
- ・二人乗り、スマホ、傘差し、イヤホンをしながらの運転を絶対にしない。

6 インターネット・SNSの利用について

○ SNS（Twitter、Instagram、Youtube、Facebookなど）への投稿について

- ・SNSへの投稿については、「限定公開のアカウント」「一定時間で消える投稿」であっても全世界に発信されていることを自覚する。
- ・誹謗中傷、個人情報流出、肖像権侵害、迷惑行為、法令違反などは指導の対象とする。

7 保護者の自動車等での送り迎えについて

- 特別な事情がない限り、原則敷地内への自動車等の乗り入れは禁止とする。
- 学校周辺地域への交通安全の面から学校周辺での駐車を禁止とする。

8 学校外での生活について

- アルバイトをする場合、保護者とよく相談すること。（特別指導中は、アルバイト禁止）
- 不健全な飲食店・娯楽場に立ち入らない。
- 喫煙・飲酒・薬物に手を出さず、誘われてもはっきりと拒否・拒絶する。